埼玉地酒応援団規約

（名称及び目的）
第１条　本会は、「埼玉地酒応援団」と称し、埼玉の地酒の魅力を県内外に情報発信することを目的とする。
（団員）
第２条　本会は、埼玉の地酒をこよなく愛する者（以下「団員」という）をもって構成する。
（事業）
第３条　本会は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行う。
　一　埼玉の地酒で乾杯運動の推進
　二　団員相互の交流
（役員）
第４条本会に次の役員を置く。
（１）団長　１名
（２）副団長　２名
（３）幹事　若干名
（役員の業務）
第５条　団長は応援団を代表し団務を総括する。
　２　副団長は団長を補佐し、団長に事故あるときはその職務を代行する。
　３　幹事は活動事業を執行する。
（役員の選出）
第６条　役員は総会において会員の中から選出する。
（任期）
第７条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
（顧問）
第８条　応援団に顧問をおくことができる。
　２　顧問は会長が委嘱する。
（総会）
第８条　総会は年１回開催する。
（幹事会）
第９条　幹事会は必要に応じて開催する。
（会費）
第１０条　会費は、総会及び例会における実費（参加費）とする。

（会計年度）
第１１条　本会の会計年度は毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。
（収支決算報告）
第１２条　幹事は毎会計年度収支決算報告書を作成し、団員に報告するものとする。
（雑則）
第１３条　この規則に定めのない事項については、必要に応じて幹事会に諮り決定する。
附則
１　この規約は平成２０年１月２８日から施行する。